



アイヌ文化の振興、現在と未来
第1回

我が国のアイヌ政策

前川 正明 (まえがわ まさあき)
内閣官房アイヌ総合政策室参事官補佐

近年、アイヌの人々やアイヌ文化に対する関心が高まりつつあります。

北海道内外の各地域で、多様な主体の連携・協働の下、アイヌの歴史や精神文化（世界観・自然観）、アイヌ語やアイヌの伝統工芸、舞踊などの様々なアイヌ文化を学び、世の中に広めようとする活動が活発に行われています。

また、平成20年の国会決議・内閣官房長官談話以降、我が国のアイヌ政策は、従来のアイヌ文化振興を中心とした取組から先住民族政策としての総合的な取組へと、新たな段階に進んでいます。

このように、現在、アイヌの人々やアイヌ文化を取り巻く状況が大きく変化しています。

本稿では、我が国のアイヌ政策について、近年の経緯を振り返った上で、現在の施策の検討・実施状況を紹介します。

1 アイヌ文化振興法の成立とアイヌ文化振興等施策の展開

明治以降、我が国の近代化と北海道開拓の中で、アイヌの文化は大きな打撃を受けてきました。

戦後は、アイヌ文化に対しては特段の施策が講じられてきませんでした。昭和50年代になると、アイヌの人々の中で伝統的な儀礼を復興する機運が高まり、イチャルパ（先祖供養）やアシリチェップノミ（新しい鮭を迎える儀礼）などが行われるようになりました。また、アイヌの人々自身によるアイヌ語学習も行われるようになりました。

平成9年にアイヌ文化振興法が成立すると、同法に基づきアイヌ文化振興関連施策が積極的に行われるようになりました。これにより、アイヌ語学習や海外の先住民族との交流に見られる若い世代の参画や、これらを通じたアイヌの人々の民族としての意識の高まりなどアイヌ文化伝承の裾野が広がりました。また、アイヌの人々と公的機関との協働の経験についても蓄積が進みました。

他方、同法に基づくアイヌ文化振興関連施策は、言語、音楽、舞踊、工芸等を主な対象としており、例えば、アイヌの人々の伝統的民族衣装であるアットウシの製作に必要なオヒョウニレの樹皮等の自然素材の採取が十分にできないなどの事例が生じています。このように、これまでのアイヌ文化振興関連施策はアイヌ文化の承継や発展にとって十分に機能していない側面があるのではないかと指摘もあります。

また、多くのアイヌの人々がアイヌ文化伝承等に関わっていくためには、その前提としてアイヌの人々の生活の安定が必要となりますが、アイヌの伝統文化を活かした産業活動などアイヌ文化伝承等が雇用や生業につながる取組は広がっていないとの指摘もあります。

さらに、これまでアイヌの問題は北海道の問題であるとされてきた側面があり、北海道外においてはアイヌ文化活動等の取組や理解が十分に進んでいないとの指摘もあります。

2 国会決議・内閣官房長官談話を踏まえた新たな施策の展開

平成19年9月、国際連合総会において、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成して採択されました。この国連宣言は、政治・経済・文化その他広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利及び自由について規定しており、先住民族と国家あるいは国民の多数を占める民族とのパートナーシップの重要性を強調しています。

国連宣言が採択された後、20年6月、衆議院及び参議院の両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

この国会決議では、まず、我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史認識が示されました。その上で、政府に対して、

① 国連宣言を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部

周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること

② 高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと

を求めています。

この国会決議を受け、国は、内閣官房長官談話において、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識を示すとともに、国連宣言における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む考えを明らかにしました。

さらに、内閣官房長官の下に、アイヌ政策に関する有識者懇談会を設置し、アイヌの人々の意見を伺いつつ、我が国の実情を踏まえながら、具体的な施策の検討を進めることを表明しました。

21年7月に取りまとめられた有識者懇談会報告書では、アイヌの人々の意見等を踏まえつつアイヌ政策を推進し、施策の実施状況等をモニタリングしていく協議の場等の設置が提言されるとともに、

① アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設、伝統的工芸技術等の担い手の育成等を行う場、過去に発掘・収集され現在大学等で保管されているアイヌの遺骨等の慰霊施設等を山、海、川などと一体となった豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となる空間の整備

② 北海道外のアイヌの人々の生活等の実態を調査した上で、全国の見地から必要な支援策の検討・実施

③ 様々な啓発活動の積極的な実施による、先住民族としてのアイヌの歴史や文化に関する幅広い国民理解の促進

といった施策が提言されました。

有識者懇談会報告書の提言を踏まえ、21年12月に内

閣官房長官の下にアイヌ政策推進会議を設置し、アイヌの人々の御意見を伺いながら、施策の具体化に向けた議論を進めています。

(1) 「民族共生の象徴となる空間」の具体化

有識者懇談会報告書において「報告書のコンセプト全体を体現する扇の要」とされた「民族共生の象徴となる空間」（象徴空間）については、アイヌ政策推進会議の下に設置された作業部会において検討が進められ、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、北海道白老町のポロト湖周辺を中心とする区域に整備することが提言されました。

これを受けて、平成24年7月に国の関係省庁連絡会議において基本構想を決定し、象徴空間が担う機能として、①展示・調査研究機能、②文化伝承・人材育成機能、③体験交流機能、④情報発信機能、⑤公園機能、⑥精神文化尊重機能の6つの機能を示すとともに、中核区域であるポロト湖畔の土地利用計画（ゾーニング）を示すなど、象徴空間の基本的方向性を取りまとめました。

また、25年7月の関係省庁連絡会議において、2020年度（32年度）までに象徴空間を一般公開することを目指すロードマップを決定し、同年9月のアイヌ政策推進会議において了承されました。

今後、象徴空間の整備・管理運営手法の在り方等について、引き続き検討を進めてまいります。



ポロト湖畔とアイヌの伝統的家屋（チセ）

(2) 道外アイヌ生活向上等施策の展開

北海道に居住するアイヌの人々の生活状況等については、北海道が実態調査を行い、これに基づき生活向上関連施策を実施してきました。

一方、北海道の区域外に居住するアイヌの人々の生活状況等については、これまで実態調査が行われていませんでした。

そこで、アイヌ政策推進会議の下に設置された作業部会において、社団法人北海道アイヌ協会の協力を得て行われた「北海道外アイヌの生活実態調査」の結果が平成23年6月に取りまとめられました。

作業部会では、本調査結果を踏まえ、「総じて言えば、道外及び道内のアイヌの人々の生活実態は近似しているが、一般と比較するとなお格差が存在」するとの認識の下、「アイヌの人々が、先住民族であるアイヌとしての誇りを持って生きることを選択できるよう、全国的見地からの生活・教育面での支援策について検討が望まれる」との提言が示されました。

これを踏まえ、国において具体的な施策の実施に向けた検討を進めています。25年度には、全国のアイヌの方々を対象とする生活相談を試行的に行いました。

また、26年度から高等教育機関に進学または在学している子弟が奨学金の貸与を受けやすくなるよう検討を進めています。



ポロト湖畔のゾーニング（イメージ）

(3) 国民理解の促進

アイヌの歴史や文化に対する国民理解の促進方策についても、アイヌ政策推進会議の下に設置された作業部会で検討が進められ、平成24年7月に取りまとめられた報告において、

- ・ アイヌの人々が北海道に古くから住んでいることは知られているが、歴史や文化等に対する知識は漠然としている。
- ・ 北海道外では、情報発信は盛んとは言えない。
- ・ アイヌ文化振興法の下で、アイヌ文化等の普及は着実に進展してきているものの、一般の国民の認知度には未だ課題がある。

との認識の下、今後の普及啓発活動においては、受け手の認知や理解の度合いに応じた普及啓発手段を活用すべき旨の提言が示されました。

これを踏まえ、25年度から、アイヌの歴史や文化に対する「認知」から「興味・関心」の初期段階の層に向けた取組として、アイヌ語の挨拶「イランカラプテ」（こんにちは）を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させるキャンペーンを行っています。

「イランカラプテ」を通じて、できるだけ多くの方々にアイヌ文化に触れるきっかけを提供するため、キャンペーンの推進に当たっては、民間団体、大学、行政等の参画による協議会を設立し、多様な主体の連携・協働により取組の裾野が広がるよう努めています。

キャンペーンの趣旨・内容については、キャンペーンウェブサイト（URL <http://www.irankarapte.com/>）をご参照ください。

アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします
～アイヌの方々のための全国一斉の相談サービス～

期間延長のお知らせ
アイヌの人々をシマフクロウ（竹を守る神）と尊ぶ、自然と共生の大切さを大切に。

公益財団法人 人権教育啓発推進センターで行っております
アイヌの方々の悩みをお受けする電話相談事業は、
相談受付曜日及び時間を一部変更し、
3月31日（月）まで期間を延長いたします。
種がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。
ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

【受付期間】 9月20日（金）～ 3月31日（月）	【アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル】 0120-771-208
時間 平日 午前10時～午後7時 土曜日 午前10時～午後6時 ※日曜日・祝日はお休みです。	※本県以外のご相談も受け付けます。 FAX：03-6411-9481（受付時間）

- 相談は無料です。
- 匿名でもかまいません。
- 秘密は厳守します。

（公財）人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階
URL <http://www.jinken.or.jp/>

◆本相談事業は、（公財）人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により実施するものです。

生活相談リーフレット

